

第2章 東郷湖羽合臨海公園の現状

1 東郷湖羽合臨海公園の概要

(1) 東郷湖羽合臨海公園（全体）の概要

- ・都市計画決定 昭和47年12月12日
- ・面積 548.7ha（陸域121.1ha 水域427.6ha）
- ・開園面積 63.4ha
- ・開園年月 昭和54年10月
- ・種別 広域公園

(2) 各地区の概要

地区	開園年月	開園面積	主な施設
藤津	昭和54年10月	8.8ha	あやめ池、スポーツ(芝生)広場、あやめ池スポーツセンター[体育館、研修室、トレーニングルーム]、ペタンク広場[クレイ7面]、ターゲットバードゴルフ場、カヌーセンター
浅津	昭和54年10月	8.9ha	催事広場、ピクニック広場[芝生]、児童遊戯広場[遊具・砂場]、管理事務所、ゲートボール場[10面]、ドッグラン[2囲]、バタフライガーデン
はわい長瀬	昭和60年6月	10.7ha	サイクリングロード、芝生広場 【管理許可】 キャンピングセンター(湯梨浜町)
南谷	昭和62年4月	9.7ha	夢広場[人工芝テニスコート3面]、多目的広場[芝生]、はわいスケートパーク、リハビリスポーツ広場、観察水槽、実験水路、テニスコート[人工芝8面]、テニスハウス、キリン公園[芝生、遊具] 【設置許可】 ドラゴンカヌー艇庫(湯梨浜町)、飲食施設(ippo)
宇野	平成2年7月	11.6ha	ピクニック広場、展望台、キャンプ場
引地	平成7年7月	7.6ha	中国庭園燕趙園、集粹館、ボタン園、芝生広場、多目的広場[芝生]、道の駅燕趙園[飲食施設、売店]、金山嶺橋、駐車場[乗用車243台、バス22台、EV車5台] 【設置許可】 ゆアシス東郷龍鳳閣、飲食店(湯梨浜町)
長和田	平成15年4月	6.1ha	芝生広場 【設置許可】 足湯施設等(湯梨浜町)

(3) 管理体制

- ・鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31条）第3条第1項に基づき、以下の公園ごとに指定管理者による管理（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項）が行われている。
 - ア 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）
 - イ 東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）

- ・その他、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条に基づき、公園管理者以外の者による公園施設の設置、管理が行われている。

ア 設置許可

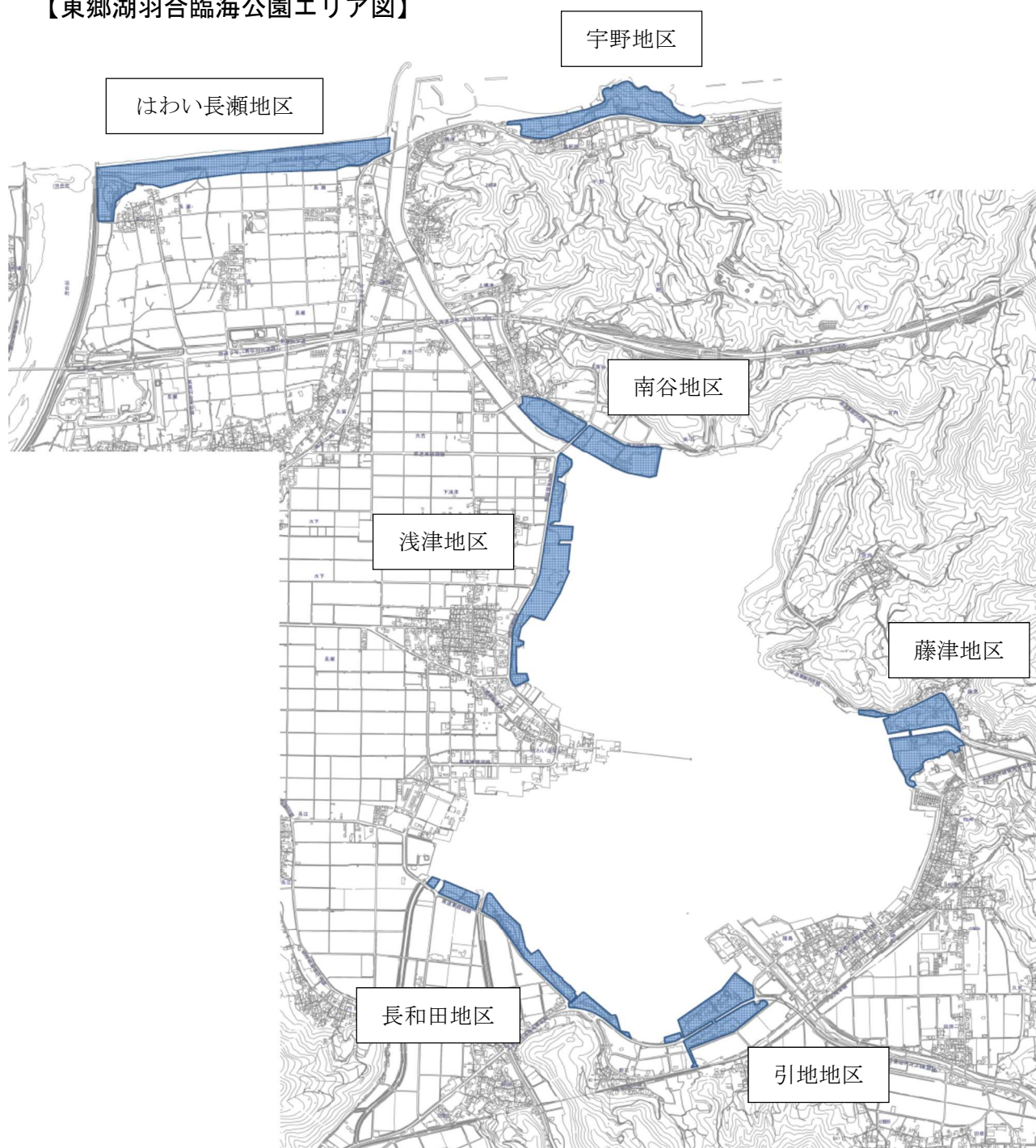
(湯梨浜町) ドラゴンカヌー艇庫、ゆアシス東郷龍鳳閣、飲食店、足湯施設等

(i p p o) 飲食施設

イ 管理許可

(湯梨浜町) キャンピングセンター

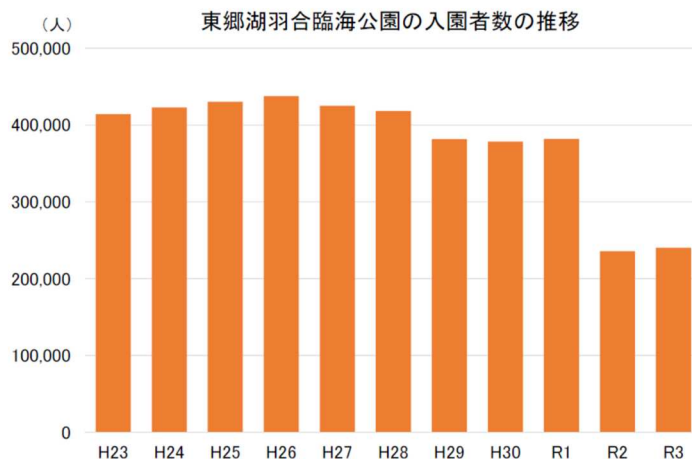
【東郷湖羽合臨海公園エリア図】



2 利用状況

(1) 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く）

東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く）の入園者数は、平成 28 年度まで 40 万人を上回っていたものの、平成 29 年度以降 40 万人を下回り、新型コロナウイルス感染症の影響から近年は 20 万人台まで利用が低迷している状況である。

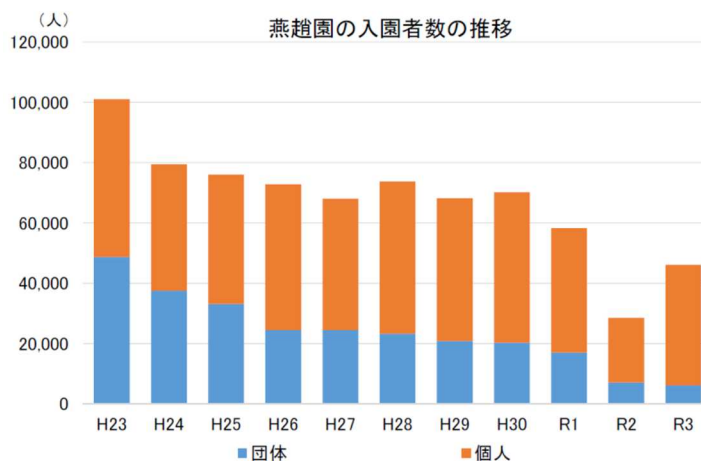


《東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く）入園者数の推移》

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
入園者	414,074	422,886	430,163	437,459	424,767	417,983
年度	H29	H30	R1	R2	R3	
入園者	381,687	378,414	381,878	235,713	240,122	

(2) 東郷湖羽合臨海公園（引地地区）

東郷湖羽合臨海公園（引地地区）にある中国庭園燕趙園は、開園から 5 年後の平成 12 年度には約 18 万人の入園があり、平成 23 年度頃までは年間約 10 万人を超える入園者があったものの、平成 24 年度以降は 6 万人から 7 万人台で推移し、新型コロナウイルス感染症の感染が広がる前の令和元年度には 6 万人を下回ることとなった。



《燕趙園入園者数の推移》

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
団体	48,672	37,539	33,118	24,503	24,492	23,297	20,829	20,346	17,010	7,111	6,137
個人	52,327	41,907	42,911	48,280	43,516	50,408	47,335	49,847	41,206	21,379	39,929
計	100,999	79,446	76,029	72,783	68,008	73,705	68,164	70,193	58,216	28,490	46,066

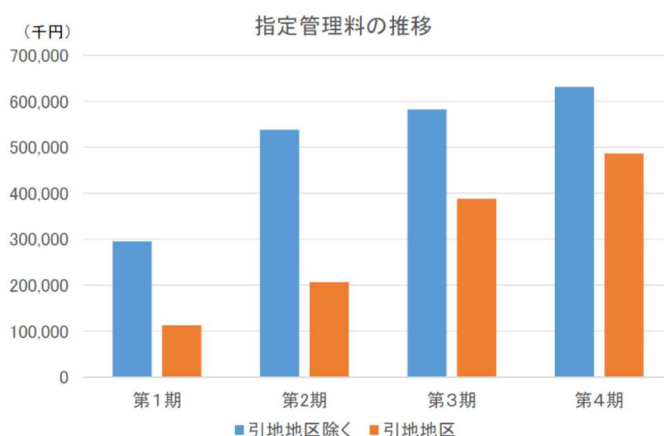
3 公園施設に要する経費

本公園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者による管理を行っており、令和元年度から令和5年度までの第4期指定管理期間における指定管理料は、5年間で総額約11億2千万円となっている。

公園内の建築物や遊具等は、設置後年数が経過し、老朽化しており、修繕や更新に多額の経費が必要となってくる。

現状機能を維持するための施設の修繕・更新に要する費用は、令和9年度までに予防保全型管理施設*¹で約1,378百万円、事後保全型管理施設*²では、今後更新の必要性が出てくる燕趙園の二十八景等を含め約2,584百万円と推計される。

また、本公園は東郷池周辺に整備されており、その立地環境から地盤沈下が現在も収束しておらず、南谷地区にあるハワイ夢広場では地表面が波打つ等、不等沈下による段差により利用に支障が生じているだけでなく、東郷池増水時には地盤が低いところでは冠水により一部利用できない範囲があり、施設の修繕・更新以外にも、浸水対策に係る費用が必要になる。



《指定管理料の推移》

年 度	引地地区除く	引地地区	計	年間
第1期 (H18～H20)	294,833 千円	112,334 千円	407,167 千円	135,722 千円
第2期 (H21～H25)	537,660 千円	206,600 千円	744,260 千円	148,852 千円
第3期 (H26～H30)	582,000 千円	387,750 千円	969,750 千円	193,950 千円
第4期 (R1～R5)	630,750 千円	486,100 千円	1,116,850 千円	223,370 千円

※年間の額は各期の平均であり、各年度の実際の支出額とは異なる。

《施設の修繕・更新費用（大型建築物対策費用含む）》

①概算費用合計（10年間）【②+③】	3,961,620 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,377,577 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	2,584,043 千円

※鳥取県立都市公園施設長寿命化計画（東郷湖羽合臨海公園）から抜粋

※計画期間：2018年度～2027年度（10年間）

- ※1 予防保全型管理施設とは、機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するために、計画的に補修・更新を行う施設をいう（あやめ池スポーツセンター等の大型建築物、遊具等）。
- ※2 事後保全型管理施設とは、劣化や損傷等により求められる機能が確保できないと判断された時点で更新を行う施設をいう（ベンチ、照明灯等）。燕趙園内の木造建築物は特殊な装飾等が施されており、補修が困難なことから、事後保全型管理施設に分類している。